

# 各種預金規定改定のお知らせ

下記の規定について、2020年4月1日の民法改正を見据えた各種預金規定等の改定を行います。

## 1. 対象となる主な預金規定等

2020年4月1日(水)より改定

普通預金規定	自動継続自由金利型定期預金規定
貯蓄預金規定	自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定
当座勘定規定	自動とりまとめ定期預金規定
当座勘定規定(パーソナル・チェック用)	自動つみたて定期預金規定(自由金利型2年定期預金(M型)方式)
通知預金規定	自動つみたて定期預金規定(3年指定定期方式)
納税準備預金規定	特典付積立(りぼん)に関する追加規定
総合口座取引規定	総合口座取引追加規定
お取引総合レポートサービス規定	定額自動送金(きちんと振込)規定
自由金利型定期預金規定	自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定
期日指定定期預金規定	自動継続期日指定定期預金規定
投資信託総合取引約款	累積投資約款
投信自動積立規定	特定口座約款
外国証券取引口座約款(特別会員用)	非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款
投資信託受益権振替決済口座管理約款	外貨預金共通規定
未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款	外貨当座勘定規定
外貨普通預金規定	パーソナル外貨定期預金規定
一般外貨定期預金規定	外貨自動積立サービス規定
中長期外貨定期預金規定	条件付為替予約付プレミアム円定期預金規定
外貨預金ステートメント方式に関する特約	外貨定期預金にかかる外国為替予約取引規定
条件付外貨定期預金<ハイクーポン>規定	金保護預り規定<海外保管>
公共債保護預り兼振替決済口座管理規定	普通預金(教育資金贈与非課税口)に関する特約
金保護預り規定	家族リレー信託約款(元本補てん付き合同運用指定金銭信託)
普通預金(結婚・子育て資金贈与非課税口)に関する特約	贈与・振込サポートサービス規定
普通預金に関する無利息特約	

## 2. 主な改定内容

主な改定内容は下記の通りです(規定により変更内容は異なりますので2020年4月1日以降、変更後の規定を当行ホームページにてご確認ください)。

定期預金について、期日前解約および書替継続の取扱についての明確化  
 成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化  
 各種規定変更時の周知方法についての変更

(例：自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定)

新	旧
<b>3【利息】</b> (1)(2)略 (3)この預金を第4条1項により満期日前に解約する場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し(預入日の3年後の応当日から、預入日の10年後の応当日までのいずれかの日を満期日とするこの預金のうち、通帳または証書に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算するものとし、それ以外の場合は単利の方法により計算するものとします。)、この預金とともに支払います。 (略)	<b>3【利息】</b> (1)(2)略 (3)当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し(預入日の3年後の応当日から、預入日の10年後の応当日までのいずれかの日を満期日とするこの預金のうち、通帳または証書に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算するものとし、それ以外の場合は単利の方法により計算するものとします。)、この預金とともに支払います。 (略)

新	旧
<p><b>4【預金の解約・書替継続】</b>                      (1) この預金は、<u>当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約または書替継続（前記3(4)の定めにもとづき、この預金の一部について解約、残存するこの預金について書替継続する場合を意味します。以下本条において同じ。）することはできません。</u>                      (2) この預金を前記1(3)の自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出または登録の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。                      (3)(4)(5)略</p>	<p><b>4【預金の解約・書替継続】</b>                      (新設)                      (1) この預金を前記1(3)の自動解約以外の方法で解約するときは、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出または登録の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。                      (2)(3)(4)略</p>
<p><b>7【成年後見人等の届出】</b>                      (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>                      (2)(3)(4)(5)略</p>	<p><b>7【成年後見人等の届出】</b>                      (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。                      (2)(3)(4)(5)略</p>
<p><b>15【この規定の変更等】</b>                      (1) この預金規定その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u>                      (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p><b>15【この規定の変更等】</b>                      (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。                      (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>

以上